



時期について教えてください。

A 出産・育児等による労働者の

離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事との両立ができるように

Q

育児・介護休業法が改正されて、今後、育児休業が取得しやすくなると思います。改正内容や4月1日施行の主な



男性の育児休業が取得しやすく

内容は

①事業主は、労働者が育児休業を取得しやすいように、育児休業等に関する必要な研修の実施や相談窓口の設置など、雇用環境整備の措置を講じることが必要。

②事業主は、本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、育児休業

の取得意向の確認を個別に行うことが必要。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽に

10月1日から施行さに相談してください。

【育児休業制度等に関する相談窓口】
鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709